

# 高速道路等を利用する場合の通勤手当算出資料

所属名 \_\_\_\_\_ 高速利用区間 \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_  
 職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

高速認定の理由 (記入例:高齡(75歳)の親の介護のため)

通勤

1 高速道路を利用する場合		総通勤距離 km	
区 間	区分	距離	通勤時間
		km	分
計		km	分

  

2 高速道路を利用しない場合		総通勤距離 km	
区 間	区分	距離	通勤時間
		km	分
計		km	分

- 注 1 区間欄は、自宅から学校までを区分別に記入すること。  
 2 区分欄は、高速、有料、A、B、Cの別を記入すること。  
 (高速60/80、有料60/60、A 60/10、B 60/20、C 60/37)  
 3 距離欄は、小数点第1位まで記入すること。(第2位四捨五入)  
 4 通勤時間欄は、距離に所定の率を乗じて算出すること。(小数点第3位四捨五入)

認可の可否

- 利用しない場合の通勤距離 60km <
- (1) 利用しない場合の通勤時間 90分 <
- (2) 利用しない場合の通勤距離 30km <
- (3) 交通機関利用の場合の距離 40km <

利用区間	交通機関	距離	換算率	換算後距離
		km		km
計				km

注 換算距離の算出見準

- ア JR鹿児島線・長崎本線・日豊本線・篠栗線・筑肥線・西鉄天神大牟田線・太宰府線・・・1/1
- イ ア以外の鉄道及び軌道(地下鉄、西鉄宮地岳線、筑豊電鉄、モノレール等)・・・4/3
- ウ ア、イ以外の交通機関及び交通用具・・・2/1

- (4) 短縮効果 30分 <

(通勤距離60km以上及び(4)・(1)、(2)、(3)及び(4)) を満たすため、認定可